

原子力機構 高レベル廃液

「早く固め保管を」

3団体 安全性の質問状

日本原子力研究開発機構（東海村）の使用済み核燃料再処理施設に貯蔵されている高レベル放射性廃液について、県内外の三つの脱原発・反原発団体が29日、事故防止対策や今後の廃液処理の見直しなどをただす質問状を原子力機構に提出した。液体のままだと事故時に深刻な放射能汚染を引き起こす恐れがあるとして「早く固めて保管してほしい」と求めた。

質問状を出したのは県内「脱原発とうかい塾」の「反原子力茨城共同行動」と、盛岡市の「三陸の海を」と、岩手の会、日本原燃の六ヶ所再処理工場（青森県六ヶ所村）にも同様の質問状を出している。

原子力機構への提出には72団体が賛同し、12月28日まで文書で回答するよう求めた。

高レベル放射性廃液の安全性に関する質問状を読み上げて、市民団体の代表者が東海村を訪れた。



高レベル放射性廃液

原発の使用済み核燃料を切断して硝酸に溶かし、再利用するフルトニウムとウランを回収した後に残る液体。ヨウ素やセシウムなどの核分裂生成物が含まれ、放射線量が極めて高い。発熱するため、貯蔵時は冷却し、発生する水素がたまって爆発しないようにする必要があり、

電源喪失で廃液が冷却できなくなった場合、「爆発や大量の放射性物質の放出で、原発事故にも増して過酷な事態に至る恐れがある」と指摘したうえで、液体より安定したガラス固化を求めた。

2007年の新潟県中越沖地震を受けた耐震化工事のため、ガラス固化作業は09年以降、止まっている。原子力機構は今年度中に作業を再開する計画をもって、国の確認や地元との理解を得ながら、ガラス固化に努力したい」と述べた。（栗田有宏）

さらにより安定した形で貯蔵するため、高温で廃液とガラスを混ぜ、冷やし固めた「ガラス固化体」にしてステンレス製容器に入れたうえで、放射線量が下がるまで数万年以上にわたって管理することが求められる。東海再処理施設では、ガラス固化する前の廃液の状態で大量に貯蔵されている。

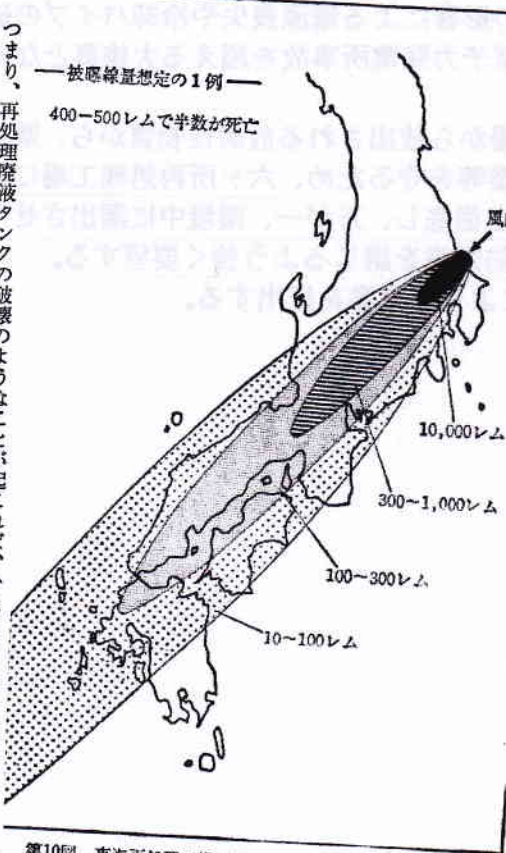
対応した原子力機構の担当者は「廃液393立方メートルを保管している。ガラス固化すると容器（高さ約1メートル、直径約40センチの円筒形）400〜500本分になる」と説明。「廃液の危険性は認識している」として、震災後、国の指示に従い、電源喪失に備えた移動式発電機の配備や、東京電力福島第一原発を襲った15万トンの津波を想定した浸水防止対策などの緊急安全対策を実施していると答えた。ストレステスト（耐性評価）も受ける予定という。

再処理工場への攻撃

だが、もっと恐ろしいのは、再処理工場の高レベル廃液タンクへの攻撃である。このタンクは地上の原子力施設の中でもっとも強く放射能をためこんでいる施設であり、しかも外からの破壊に対しては、まったく無防備である。その放射能量は原子炉から取り出して後、時間がたっているのだから減衰しているが、それでも大型の再処理廃液タンクは一億キюри以上の放射能を含み、それは何十億人もの人たちの致死量にあたるものである。そんなタンクに攻撃が加えられ、破壊されたらどうしよう。そのときにすでに一部の放射能の放出がはじまり、現場は危険で手のつけられない状態となる。爆撃によって高熱が発生するか、そうでなくても少し時間がたてば放射能自体の熱によって、廃液は過熱状態となり、沸騰して蒸発固化し、ついには溶融から揮発を開始する。すなわち放射能の全面放出である。

東海村の再処理工場のタンクが最大限の放射能貯蔵状態で攻撃を受け、右のような過程をたどったらどうなるか、ひとつの想定計算の結果を第10図に掲げておく。図は風が西日本を直撃する方向に吹いた場合を想定し、核爆発の場合のフォールアウトと同じように放出された放射能が風下地帯を襲うとした場合の、長期間屋外にとどまる人の被曝する線量を示している。この種の計算結果は仮定のとり方で変わらうが、図はひとつの上限の目安を示す。

「核時代を生きる」
高木三郎著
講談社現代新書
P.168~P.170



第10図 東海再処理工場が爆撃されたら
(東京→大阪の向きに秒速5メートルの風を仮定)

つまり、再処理廃液タンクの破壊のようなことが起これば、少なくとも放射能に関する限り、核戦争なみの惨事をもたらすのである。このへ移は、しかし核兵器以上にわれわれの社会で歓迎されていないだろうか。

岩手県議会から国へ意見書^か提出されています。(資料3)

平成24年7月9日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官

様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議長 佐々木 博

六ヶ所再処理工場の安全の確保を求める意見書

六ヶ所再処理工場から放出される放射性物質から、県民の暮らしと三陸地域における水産業、農畜産業等を守るため、国において特段の措置を講ずるよう強く要望する。

理由

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の影響は、周辺に住む住民の暮らしはもとより、農畜産業や水産業、観光業など広範囲にわたり、経済的及び精神的な被害をもたらしている。

このような状況下において、青森県六ヶ所村にある再処理工場は、現行の諸制度及び各種技術等に基づき、同工場から排出される放射性物質の安全基準並びに耐震安全性は確保されているとされているが、一方で本格稼働に向けたアクティブ試験が平成18年3月31日に開始されてから、度重なるトラブルのため延長されている。

また、六ヶ所再処理工場は、これまで作業員の内部被曝やせん断機の油漏れなど事故やトラブルが発生しており、今後、地震の影響による電源喪失や冷却パイプの破断等により冷却機能が失われれば、福島第一原子力発電所事故を超える大惨事となる恐れがあるとの指摘がされている。

よって、国においては、六ヶ所再処理工場から放出される放射性物質から、県民の暮らしと三陸地域における水産業、農畜産業等を守るため、六ヶ所再処理工場に貯蔵されている高レベル放射性廃液の安全管理を徹底し、万が一、環境中に漏出させた場合、生命や暮らしを脅かすことのないよう防護策を講じるよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。